

ホットな

消費者ニュース

～消費者被害にあわないための最新情報をお届けします！ VOL. 27



「催眠商法(SF商法)で、ついつい買ってしまった」の巻



楽しい雰囲気のにせられて
ついつい買ってしまったけど…
高額だし、後悔……



- 「格安」「無料」につられ、安易に会場に行かないようにしましょう。
- 業者の説明をうのみにせず、本当に必要な商品か、よく考えましょう。
- 契約しても8日以内であればクーリング・オフできます。

※おかしいと思ったら、すぐ消費生活センターに連絡しましょう！

●和歌山県消費生活センター

和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

電話：073-433-1551 FAX：073-433-3904

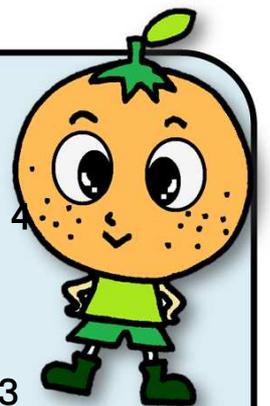
(月～金) 9:00～17:00 (土・日) 10:00～16:00 (電話相談のみ)
(祝日・年末年始を除く)

●和歌山県消費生活センター紀南支所

田辺市朝日ヶ丘23番1号 県西牟婁総合庁舎内

電話：0739-24-0999 FAX：0739-26-7943

(月～金) 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)



みかすけ